

令和4年4月1日

鹿児島市保育士等奨学金返済補助金交付要綱を次のように定める。

鹿児島市長 下鶴 隆央

鹿児島市保育士等奨学金返済補助金交付要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、鹿児島市内の私立保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園及び小規模保育事業所（以下「保育所等」という。）において、保育士、保育教諭又は幼稚園教諭（以下「保育士等」という。）として従事している者に対して、予算の範囲内で補助金を交付することにより、保育所等への就職を広く促し、保育人材の確保、職場定着及び離職防止を図り、保育所等における児童の受入を拡大することを目的とする。

2 補助金の交付の手続については、鹿児島市補助金等交付規則（平成9年規則第10号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の定義は、次の各号に定めるもののほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）で使用する用語の例による。

(1) 保育所 法第39条第1項に規定する保育所

(2) 認定こども園 認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園

(3) 小規模保育事業所 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所（鹿児島市家庭的保育事業等の整備及び運営の基準に関する条例（平成26年鹿児島市条例第50号）第28条に規定する小規模保育事業A型に限る。）

(4) 指定保育士養成施設 法第18条の6第1号に規定する保育士を養成する学校

(5) 奨学金 指定保育士養成施設及び学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、専門学校、各種学校（以下「指定保育士養成施設等」という。）へ就学する時又は在学中に、自己の学費に充てることを主な目的として自己の名義で借り受けた資金であって、別表1に定めるものに該当するものをいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 保育所等に雇用されている保育士等で、雇用契約期間が1年以上であること。

- (2) 指定保育士養成施設等において、奨学金を活用して就学し、在学中又は卒業後に、保育士資格又は幼稚園教諭免許を取得しており、自ら奨学金を返還していること。
- (3) この要綱により交付を受ける補助金のほか、他に類似の補助金の交付を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する団体に属している者は補助金の交付対象者としない。

- (1) 鹿児島市暴力団排除条例（平成26年条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団
 - (2) 役員等が鹿児島市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員が、その経営を実質的に支配している法人等
 - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人等
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の運営に協力し、又は関与している法人等
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
 - (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等
 - (7) 前各号のいずれかに該当する団体等であることを知りながら当該団体等と取引をしている団体等
- （補助金の対象経費等）

第4条 補助金の対象経費及び上限額については、別表2のとおりとし、次条に定める交付対象期間に生じる費用を補助対象とする。

2 補助金の額は、別表2第1欄に定める経費から寄付金その他の収入見込額を控除した額とし、同表第2欄に定める額を上限とする。

（補助金の交付の申請）

第5条 規則第4条の規定により補助金の交付の申請をしようとするときは、当該年度末までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、初回の交付申請を行った年度の翌年度以降の申請の際は、第4号の提出を省略することができる。

- (1) 鹿児島市保育士等奨学金返済補助金交付申請書（様式第1）
- (2) 雇用証明書（様式第2）又は保育所等に雇用されていることを証明する書類
- (3) 奨学金貸与証明書（様式第3）又は奨学金の貸与や返済計画を証明する書類
- (4) 保育士証又は幼稚園教諭免許状の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 補助金交付対象期間は、初回の交付申請を行った年度の初月、初回の交付申請時における雇用の開始月または奨学金の返済を開始した月のいずれかのうち、最も遅い月から当補助

事業終了までの最長３年間とする。

(変更届)

第６条 補助金の交付の申請をした者は、補助金の交付対象期間において、次に掲げる事由に該当するときは、鹿児島市保育士等奨学金返済補助金に関する変更届（様式第４）を提出するものとする。

- (1) 氏名又は住所等に変更があったとき
- (2) 勤務先に変更があったとき
- (3) 勤務先を退職したとき
- (4) 補助額を増額または減額しようとするとき

(交付決定の取消し)

第７条 規則第９条第２項に規定する交付決定の取消しに係る事項は、次のとおりとする。

- (1) 補助金を奨学金の返済以外の用途に使用した場合
- (2) 第３条各号の要件に該当していなかった場合
- (3) 補助金の交付にあたり、詐欺その他不正行為を行った場合
- (4) その他規則及びこの要綱に規定する事項に違反した場合

(補助事業等実績報告書等の省略)

第８条 規則第２５条の規定により、補助事業等実績報告書及び補助金等確定通知書を省略する。

(併給の禁止)

第９条 補助金の交付対象者は、補助事業の対象経費と重複して他の財政的援助を受けることはできない。

(その他)

第１０条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- １ この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

(経過措置)

- ２ この要綱は、令和１０年度以降その効力を失う。

付 則

(施行期日)

- １ この要綱は、令和５年１月２３日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

(経過措置)

- ２ この要綱の施行の日前に改正前の鹿児島市保育士等奨学金返済補助金交付要綱に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市保育士等奨学金返済補助金交付要綱に規定

する様式により作成された書類とみなす。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和５年７月１１日から施行し、令和５年４月１日から適用する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前に改正前の鹿児島市保育士等奨学金返済補助金交付要綱に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市保育士等奨学金返済補助金交付要綱に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和７年４月１日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行前に、改正前の鹿児島市保育士等奨学金返済補助金交付要綱第５条の規定により認定された補助金受給資格の認定期間は、この要綱による改正後の鹿児島市保育士等奨学金返済補助金交付要綱第５条に規定する補助金の交付対象期間とみなす。

別表１（第２条関係）

名称等
日本学生支援機構の奨学金 交通遺児育英会の奨学金 あしなが育英会の奨学金 鹿児島県育英財団の奨学金 社会福祉協議会が実施する生活福祉資金のうち、教育支援金 母子父子寡婦福祉資金 その他市長が認める奨学金

別表２（第４条関係）

１ 補助対象経費	２ 上限額
補助金の交付対象者が奨学金返済のために必要とする額（ただし、遅延利息、延滞金及び振込手数料を除く）	月額１３，０００円